

2026 年 8 月 19 日

岐阜労働局長 原田 浩一 殿

岐阜県労働組合総
議長 廣瀬

岐阜県最低賃金の改定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

日頃より、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真摯にご尽力いただいている岐阜地方最低賃金審議会委員の皆様に、心から敬意を表します。

本年の岐阜県最低賃金について、委員の皆様が、労働者の生活、物価の動向、企業の経営状況、地域経済の実情など、さまざまな要素を踏まえ、真剣な議論を重ねられたことは十分承知しております。

その上で、岐阜県労働組合総連合は、今回の答申について、あえて異議を申し立てます。なぜなら、答申された時間額 1121 円では、いま岐阜県で働く労働者の生活を守ることができないと考えるからです。

1 申出の趣旨

岐阜県最低賃金を時間額 1121 円とした答申について、再考を求めます。

私たちは、岐阜県で働くすべての労働者が、働くことで生活を成り立たせ、将来への希望を持って暮らすことのできる最低賃金として、時間額 1700 円以上への引き上げを求めます。

2 1121 円で、本当に安心して生活できるのでしょうか

最低賃金とは、単に「これ以下の賃金を支払ってはいけない」という法的な下限ではありません。

その地域で働く人が、健康で文化的な生活を営み、地域社会の一員として生活を続けていくための、最低限の賃金であるべきです。

そこで、委員の皆様にご一度考えていただきたいことがあります。

時間額 1121 円で働く労働者が、どのような生活を送ることになるのでしょうか。

仮に 1 日 8 時間、月 20 日、月 160 時間働いたとしても、月額 は 179,360 円です。これは税金や社会保険料などが差し引かれる前の金額です。

一方、私たちが求める 1700 円であれば、同じ月 160 時間働いた場合、月額は 272,000 円となります。その差は、月 92,640 円、年間では 111 万 1,680 円にもなります。

この差は、単なる数字の違いでしょうか。

食費、家賃、光熱費、ガソリン代、通信費、医療費など、日々の生活に必要なお金を支払ったうえで、将来のために貯蓄することができるか。

結婚や子育てを望んだとき、その選択を経済的な理由であきらめずに済むか。



病気や失業など、突然の生活上のリスクに備えることができるか。

そして、仕事を続けながら「これからもこの地域で暮らしていこう」と思えるか。

最低賃金 1121 円と 1700 円の差は、こうした一人ひとりの生活と将来を左右する大きな差です。「働いているのに生活が苦しい」という状況を、最低賃金によって固定化してはいけません。

3 物価高は、労働者の暮らしを待ってはくれません

現在、私たちの暮らしを取り巻く物価高は深刻です。

食品、日用品、電気、ガス、ガソリンなど、生活に欠かすことのできないものの価格が上昇し、労働者の家計を圧迫しています。

さらに、円安や海外の情勢によって、エネルギーや原材料、食料などの輸入価格が上昇すれば、その影響は企業の仕入れ価格や輸送費を通じて、最終的には私たちの生活に跳ね返ってきます。

中東情勢をはじめとする国際情勢も、エネルギー価格や食料価格を押し上げるリスクを抱えています。

重要なのは、最低賃金を決める時点の物価だけを見るのではなく、これから 1 年、2 年先まで労働者の生活にどのような負担が生じるのかを考えることです。

物価が上がった後に賃金を上げるのでは、生活はいつまでも物価に追いつきません。

だからこそ、これからの物価上昇を見据えた最低賃金の引き上げが必要です。

4 岐阜県の人口減少と地域経済をどう考えるのか

最低賃金の問題は、労働者個人の生活だけの問題ではありません。

岐阜県そのものの将来に関わる問題です。

岐阜県の人口は減少を続けており、2026 年 6 月 1 日現在の推計人口は 1,878,929 人となっています。また、2025 年国勢調査の速報値でも、2020 年からの 5 年間で約 8 万 7 千人減少しています。

人口減少が進めば、地域の消費が減少し、企業の人材確保も困難になり、地域の公共サービスや社会保障を支える基盤も弱くなります。

特に若い世代にとって、「岐阜で働くより、県外で働いた方が賃金が高い」

という状況が続けば、若者が県外へ流出することは避けられません。

若者が岐阜県に残り、岐阜県で働き、岐阜県で結婚し、子どもを育て、地域社会を支えていくためには、「この地域で働いて生活できる」と思える賃金が必要です。

最低賃金の引き上げは、労働者の生活を守るだけではありません。

若者の流出を食い止め、地域の消費を支え、地域経済を維持し、岐阜県の将来を守るための政策でもあります。

5 低賃金を維持することは、企業にとっても持続可能なのでしょうか

私たちは、中小企業が厳しい経営環境に置かれていることを理解しています。

最低賃金を引き上げれば、企業の人件費負担が増えるという懸念があることも承知しています。

しかし、だからこそ問いたいのです。低い賃金を維持することが、果たして企業にとって本当に持続可能なのでしょうか。人手不足が深刻になる中で、賃金が低ければ人材を確保することはますます困難になります。人が集まらない。人が定着しない。若者が県外へ流出する。事業を継続できなくなる。

こうした悪循環を断ち切るためにも、働く人が「この賃金なら、この地域で生活していける」と思える水準まで賃金を引き上げることが必要です。

もちろん、最低賃金の引き上げだけを企業に求めればよいとは考えていません。国や県には、中小企業が賃上げを実現できるよう、社会保険料負担の軽減、価格転嫁への支援、助成制度の拡充など、企業を支える十分な施策を求めます。

労働者の賃金を上げることと、中小企業を守ることは、対立する課題ではありません。地域で働く人が増え、働く人の所得が増え、その所得が地域で消費され、地域の企業の売上につながる。

この好循環をつくることこそ、持続可能な岐阜県経済をつくる道ではないでしょうか。

6 最低賃金は、岐阜県の未来を決める数字です

最低賃金の審議は、単に「何円引き上げるのか」を決めるだけのものではありません。そこには、岐阜県で働く人たちの暮らしがあります。家賃を払い、食事をし、電気やガスを使い、子どもを育て、病気になれば医療費を払い、将来に備えて少しずつ貯蓄する。そんな当たり前の生活を、働くことによって実現できるのかどうか問われています。そして同時に、

岐阜で働けば、岐阜で暮らしていける。

岐阜で働けば、将来に希望を持つことができる。

岐阜で働けば、結婚や子育てを経済的な理由であきらめなくていい。そんな岐阜県をつくることのできるのかが問われています。1121円という数字の向こう側には、毎日懸命に働いている一人ひとりの労働者がいます。どうか委員の皆様には、1121円という数字だけを見るのではなく、その数字で生活する労働者の姿を想像していただきたいと思います。

そして、岐阜県の将来を支える若者たち、地域を支える労働者たちが、「ここで働き、ここで暮らしていきたい」と思える最低賃金を決めていただきたいと、心から願います。

私たちは、岐阜県で働くすべての人が、働くことで生活を成り立たせ、将来に希望を持てる社会を実現するため、時間額1700円以上への引き上げを求めます。

以上の理由から、今回の答申について異議を申し立て、岐阜県最低賃金について改めて再考されることを強く求めます。

以上

2026年8月19日

岐阜県労働局長 原田 浩一 殿

生協労連コープぎふ労働組合
中央執行委員長 森 克久**岐阜地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書**

日頃、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。岐阜地方最低賃金の改定案の答申について、下記理由により異議を申し出ます。

申出の趣旨

岐阜地方最低賃金額を昨年比 56 円の 1,121 円とした答申について

1. 地域間格差の是正に取り組む再審議を求めます。
2. 生計維持にふさわしい額 1,700 円以上にするため今すぐ 1,500 円以上に引き上げてください。
3. 最低賃金の引き上げと同時に、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をより強化・充実させることが必要です。岐阜地方最低賃金審議会としてまとめ、提出してください。

理由

本年の答申も真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

今年に入ってから相次ぐ商品の値上げが続いています。円安の影響を受けて、輸入に頼る原材料が値上がりをして、今の私達の生活は非常に苦しいものになっています。

今年の中央最低賃金審議会は、Aランク 54 円、B・Cランク 56 円の目安を示し、労働者が物価高以上の賃上げを期待するなかで審議が行われました。

1) 今年はAランク 54 円、B・Cランク 56 円と中央目安が示され、CランクがAランクより高い目安となりました。しかし、目安通りでは長年開き続けた地域間格差は縮まりません。今年も目安より引き上げる判断をした地方最低賃金審議会も多くあります。それだけ地方にとって、最低賃金を上げて人口流出を抑えることは喫緊の課題となっている証拠です。今年の答申を踏まえると東京都は 1,280 円となり岐阜県との差は 159 円。隣県愛知県でも 1,195 円でその差は 74 円になりました。同じ一日 8 時間月 20 日働いたとして、10 月からの最低賃金では、東京で 204,800 円、愛知県で 191,200 円、岐阜県では 179,360 円です。この金額では、最低賃金の低い県から高い県への労働人口



の流出に歯止めはかからず、地方経済の活性化も見通せません。労働力流出を止めるには地域間の格差をなくすしかありません。隣県との差を 1 円でも縮めるべく再審議をお願いします。

2) 憲法 25 条で保障されている「健康で文化的な暮らし」が実現できる水準には届いていません。私たちの岐阜県労連が 2026 年に試算し直した最低生計費調査では岐阜県内で 20 代の単身者が暮らしていくために必要な金額は時給換算で 1,854 円となりました。調査内容は、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等を含めて生活に必要と考えられる費用を試算しています。この数字は今年答申された岐阜県の最低賃金 1,121 円を大きく上回っています。現在の最低賃金では生活はしていけないとはっきりと数字に出ています。実際に暮らしていくために必要な時給より少ない時給では、食費を削る、医療費を削る等の我慢を強いられます。健康で文化的な最低限度の生活は、生存できるギリギリの生活という意味ではないと考えます。物価高の中で、自分らしい暮らしが我慢なくできるように最低賃金の再審議を望みます。

3) 最低賃金の引き上げは、労働者の生活を守るものであり、中小企業経営者も同じように守られるべきものです。中東情勢の不安、ホルムズ海峡の閉鎖による資材費の値上げにより、中小企業への負担はより苦しくなるものと推察されます。政府主導で最低賃金の引き上げが行われているなか、労働者の社会保険料の緩和や消費税緩和など雇用コストの軽減支援策を国に要請すべきです。他の多くの都道府県では労使でその意見を答申に盛り込む決定がされています。岐阜県でも同様の論議が活発に進むことをのぞみます。

以上の点から、今回の答申について異議を申し立てます。

(案)

岐 賃 審 発 第 ● ● 号
令 和 8 年 8 月 2 1 日

岐 阜 労 働 局 長
原 田 浩 一 殿

岐阜地方最低賃金審議会
会 長 栗 山 知

岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ
実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について（建議）

当審議会は、標記に関し最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

岐阜県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する下記事項について政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支

援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

- 3 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 4 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 5 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 6 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 7 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 8 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 9 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 10 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民

間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上

団体の名称 マクセル パワー労働組合
 代表者職氏名 執行役員 敬和
 所在地 美濃加茂市加茂 471
 会員事業所数 1 カ所、労働者数 約 115 名

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する意見について、下記のとおり述べさせていただきます。

記

1. 本年の春季賃金引上げ状況について

電機産業は、高品質なものづくり技術や情報通信技術を強みに、デジタル化や脱炭素化の推進、DX・AI の活用などを通じ、我が国の成長を支える重要な基幹産業です。

電機連合は、「積極的な人への投資による実質賃金の向上」を基本方針に交渉を進め、その結果、電機連合直加盟組合（一括加盟構成組合を含む）では、「開発・設計職基幹労働者賃金」で要求し集約方向となった 390 組合中、234 組合が 12,000 円以上の改善を図ることができました。なお、92 組合が 18,000 円以上を確保しており、多くの加盟組合で昨年を上回る水準改善を図ることができました。

また電機連合は産業別最低賃金（18 歳見合い）を高卒初任給の水準に準拠させる取り組みを推進しており、2026 年では 213,000 円、前年比プラス 13,000 円、時間額換算でプラス 101 円の改善となりました。この結果を基幹的労働者の入口賃金として相応しい水準へ波及させることが必要と考えております。

2. 「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性について

岐阜県の電機産業が持続的に発展するためには、働く人が安心して働ける環境を整え、優秀な人材を継続的に確保することが不可欠です。

電機連合のアンケートでは、「収入は増えたものの生活は依然として苦しい」との声が多く、物価上昇を踏まえれば、引き続き賃金水準の改善が必要です。

特定最低賃金は、未組織労働者を含めた賃金の底支えだけでなく、公正な競争環境の確保、人材確保、雇用の安定、さらには電機産業の維持・発展に寄与する重要な制度です。また、中小企業を含めた産業全体の賃金水準の底上げにもつながります。

岐阜県でも人材確保は大きな課題であり、若年層や専門人材の確保は年々厳しさを増しています。特に岐阜県では、愛知県に隣接していることもあり、新卒の岐阜県内企業への就職・定着、UターンやIターンの拡大への対応が必要と考えます。就職先の選択の際には、賃金は重要な判断材料であり、電機産業の魅力向上を図るうえでも特定最低賃金の役割は大きいと考えます。

その状況において、岐阜県の電機産業の特定最低賃金は、県内他産業や近隣県と比べても十分な水準とは言えません。地域のものづくり産業を維持・発展させるためにも、計画的な引上げが必要です。

特定最低賃金は一時的な景気変動ではなく、産業の持続的発展を支える制度です。価格転嫁の推進や産業の魅力発信、人材育成などについても労使・行政が継続的に議論し、岐阜県全体のものづくり産業の発展につなげることを期待します。

以上のことから、他産業や近隣県、地域別最低賃金とのバランスを踏まえ、「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性を認めていただくとともに、電機産業の持続的な発展に向けた建設的な議論が継続されるよう、賢明なご判断をお願い申し上げます。

以上

令和 8 年 8 月 4 日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	メルコエアテクノロジー株式会社
代表職氏名	代表取締役 馬井 祥幸
所 在 地	岐阜県中津川市手賀野 3
会員事業所数	1 所
労働者数	約 600 名

「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する意見について

記

1. 現在の電機産業の概況等について

国内需要は、継続する人口減少による人手不足、物価高による素材・輸送費・光熱費の高騰、更には人件費の高騰等の影響から、伸長が期待できない状況。加えて、令和 8 年 2 月に始まった中東情勢の影響を受け、ナフサの調達不安定による、原油精製品の調達難、値上りが起こり、これまでも増して企業業績に与える影響が先行き不透明な状況が発生している。当社は企業合併によるシナジー効果の創出を図りつつ、自社製品群の値上げや調達の分散、代替品の検討などの各種改善活動に取り組むも、依然として厳しい経営環境が続いている。

2. 「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に関する意見について

今般、岐阜地方最低賃金の目安 56 円が示されたが、経営環境は上述の厳しい状況が継続する中、特に中小企業においてはコスト上昇の取引価格への転嫁には時間を要することから、年々の賃金の急峻な上昇が企業業績の強い圧迫要因となっている。

上記のとおり現状の経営環境や先行きの不透明性、今年度の岐阜地方最低賃金審議会の答申状況を考慮すると、今回の改正決定については、「必要性なし」と考える。

以 上

令和 8 年 8 月 5 日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称  合代表者職氏名  入谷 翔 

所 在 地 岐阜県可児市土田 5 0 5

会員事業所数 2 所、 労働者数 2,112 名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する意見は下記のとおりです。

記

- 1 本年の春季賃金引上状況について
 - ・ 定期昇給の完全実施 (5,825 円程度)
 - ・ 賃金引き上げ 15,000 円 (組合員 平均)
- 2 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

中小企業庁の価格交渉促進月間 (2026 年 3 月) フォローアップ調査結果によると、自動車・自動車部品産業の労務費における価格転嫁の状況は前回比で好転、岐阜県のパートナーシップ構築宣言数も増加しており、公正取引に向けた社会の取り組みは深化が進んでいる。そのような中、自動車産業は魅力ある製品を適正価格で市場に届けるために質の高い労働力の確保が必要であり、労働者にとって魅力ある雇用の創出が重要だと考える。とりわけ賃金は、人手不足が叫ばれる中で魅力ある雇用に大きく寄与しており、産業全体での賃金水準向上は産業を守るためにも重要な課題と考える。

連合岐阜集計の令和 8 年度 春季生活闘争の結果、製造業の賃上げ率は 5.53% の水準となり、昨年度に引き続く賃上げ水準であった。一方で今年度の中央最低賃金審議会での岐阜県の地域別最低賃金額改定の目安は 56 円 (5.26%) となり、地域別最低賃金が目安額通りに改正されると、一昨年に公労使が真摯な議論で積み上げた自動車・同附属品製造業最低賃金は地域別最低賃金を下回ることになり、産業の魅力形成の一翼を担ってきた役割が希薄化されることが懸念される。

今後、中長期的にも地域別最低賃金は引き上げられることが予想され、こと自動車関連産業が盛んな岐阜県においては、将来に渡る産業の魅力の維持・向上のために、地域別最低賃金との一定の優位性を維持すべく、特定最低賃金改正の必要を求める。

団体交渉権を持たない未組織労働者への賃金の波及を含めた、企業業績によらない公正な賃金水準の決定は本審議会の使命であり、自動車産業という高度な産業の魅力を確保すべく、適正水準への賃金改正を望むものである。

以上

令和8年8月3日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

資料No. 7

団体の名称 岐阜車体工業株式会社
 岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町 6-455
 電話番号 (058) 384-2164
 代表者職氏名 代表取締役・社長 足立 利光
 会社事業所数 1 か所 労働者 約 2,900 名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する意見は下記のとおりです。

記

「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見について

1 現在の自動車産業の概況等について

自動車産業は引き続き大きな変革期にあります。カーボンニュートラルの実現に向けた電動化への対応に加え、SDV（ソフトウェア・デファインド・ビークル）や自動運転技術の進展など、従来のものづくりに留まらない競争環境へと変化しています。世界市場では中国メーカーの台頭や新興国市場の拡大が進む一方、各国の政策動向や市場環境の変化により、自動車メーカー各社は柔軟な事業戦略の見直しを求められています。

また、米国における関税政策の変更や地政学的リスク、エネルギー価格・原材料価格の変動など、経営環境の不確実性は依然として高い状況にあります。こうしたなか、サプライチェーン全体での安定供給体制の維持や生産効率向上への取り組みが継続的に求められています。

一方で、トヨタグループにおいてはハイブリッド車を中心とした堅調な需要を背景に高水準の生産計画が維持されており、多くのお客様からの注文に応えるため高い生産負荷が続いております。弊社においても、お客様への安定供給という使命を果たすべく全力で操業にあたっていますが、将来を見据えた競争力強化と人材確保への対応が重要な経営課題であると認識しています。

2 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に関する意見について

自動車産業においては、少子高齢化による労働人口の減少に加え、製造業を取り巻く人材獲得競争の激化が続いています。特に電動化・DX化の進展に伴い、多様な知識や技能を有する人材の確保・育成が企業経営の重要課題となっており、県内企業においても人材確保の難しさが年々増えています。

こうした状況の中、県内産業の競争力維持と地域雇用の確保のためには、自動車産業で働くことの魅力向上が不可欠であり、そのためには一定水準以上の賃金水準の確保が重要であると考えます。特に岐阜県においては、若年層の県外流出防止や他地域との人材獲得競争への対応という観点からも、自動車産業の処遇改善を継続して進めていく必要があります。

一方で、企業は原材料価格やエネルギーコストの上昇、投資負担の増加など、様々な経営課題への対応も求められています。そのため最低賃金の改正にあたっては、企業の支払能力や産業の持続的発展にも十分配慮しつつ、労働者の生活向上と人材確保の観点を総合的に勘案して検討されるべきと考えます。

以上より、「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正については、その必要性があるものと考えます。また、賃金引上げに加え、「人材確保・育成支援」「技能習得支援」「外国人材を含む多様な人材活躍推進」などの施策を一体的に進めることで、地域産業の持続的発展につながる制度設計を期待します。

以上

令和 8 年 7 月 30 日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	ケージーエム労働組合
代表者職氏名	執行委員長 足立 昌
所在地	岐阜県各務原市川崎町 1 番地
構成組合数	組合員数 249 名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改定に関する意見は下記のとおりです。

記

1 本年の春季賃金引上状況について

(1) 賃金増額

一人平均 16,000 円の増額

(2) 一時金

一時金については、労使で合意した業績連動算式による箇月数の労組要求に対し、基準賃金の 5.822 ヶ月分(2,127,500 円)前年比 15%増/組合員 1 人平均との回答で妥結しました。

2 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

私たちケージーエム労働組合は、2025 年 12 月 21 日より改正された岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金(1,049 円/時)について、以下の通り意見を申し述べます。

1. 賃金引き上げの評価

航空機産業では技能者・技術者の高齢化が進み、若年層の確保や技能継承が大きな課題となっています。他産業との人材獲得競争が激化する中、魅力ある賃金水準を確保できなければ、人材流出や担い手不足がさらに深刻化することが懸念されます。

また、航空機産業は厳格な品質要求、安全管理、資格認証、長期にわたる技能習得が必要な産業です。その職務価値に見合った処遇を確保することで、優秀な人材の確保・定着、生産基盤の維持強化、地域産業の発展につながります。

よって、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金については、航空機産業の社会的役割と高度な技能の価値を適切に反映した水準へ引き上げていく必要があります。

2. 航空機産業の現状

航空機産業の現状としては、防衛相向けについては、2022 年に策定された「防衛力整備計画(2023～2027 年度)」に基づき、防衛予算の増額や主要装備の整備が進められている。これにより、固定翼機や回転翼機の生産拡大の見通しであり、民間向けについては、IATA の統計によると航空旅客需要はすでにコロナ禍前の水準を上回っており、今後も中長期的に年率 5%前後の成長が見込まれている。

3. 雇用の安定と産業の持続性

岐阜県の航空機・同附属品製造業は、我が国の航空宇宙産業を支える重要な産業であり、高度な製造技術、品質保証能力、技能継承によって成り立っています。また、民間航空機需要の回復に加え、防衛分野の重要性が高まる中で、その役割はますます大きくなっています。

一方で、航空機産業を支える技能者・技術者の確保は年々困難になっています。若年労働者の入職減少や他産業との人材獲得競争が激化する中で、産業として魅力ある賃金水準を確保しなければ、将来的な人材不足や熟練技能の継承に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

航空機産業では、厳格な品質管理、安全管理、各種認証への対応など、高度な知識と技能が求められます。その責任の重さや専門性は一般的な製造業と比較しても高く、産業別最低賃金にはこうした職務価値が適切に反映されるべきです。

さらに、近年の物価上昇により労働者の実質的な生活水準は低下しており、地域別最低賃金との差が縮小する中で、航空機産業における特定最低賃金の意義を維持することが重要です。特定最低賃金は、単に賃金を定める制度ではなく、人材確保、雇用の安定、技能継承、そして産業基盤の維持・発展を支える役割を担っています。

よって、岐阜県航空機・同附属品製造業の持続的発展と優秀な人材の確保・定着を図るため、特定最低賃金については地域別最低賃金を上回る水準への引上げを強く求めます。これにより、産業の競争力強化、雇用の安定、地域経済の活性化につながるものと確信します。

以 上

令和8年8月14日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	川崎岐阜協同組合
代表者氏名	代表理事 榎本 尚浩
所在地	各務原市蘇原興亜町 1-17-1
会員事業所数	20所
労働者数	約 2,900 名

「岐阜県航空機・同付属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見について

記

1. 現在の航空機産業の概況等について

添付をご参照ください。

2. 「岐阜県航空機・同付属品製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に関する意見について

令和8年度は「航空機・同付属品製造業」の特定最低賃金について、「改正決定の必要性を『無し』」と判断する。

以上

【添付】

令和8年度の地方最低賃金は、昨年度より上げ幅の若干の鈍化はあるものの、少なくとも1065円＋56円となり1121円程度と想定されます。この上げ幅は航空機分野においても許容できるぎりぎりの水準であり、あえて特賃を設定する必要はないと考えます。

加えて、この物価高騰の中、あらゆる産業において、賃金の底上げがなされる状況を鑑みると、もはや特定最賃を設定する意義を、改めて考える時期に来ていると考えます。また、本特賃は、大企業だけではなく、サプライチェーンを支える数多ある中小企業も含め対象となるものであり、その構造上、それぞれが意図する金額にギャップが存在することはご理解いただいていることと存じます。

川協組合員企業の売上高は、コロナ禍により激減しましたが、現在は回復基調にあります。その過渡期に発生した、ボーイング社の品質問題や2か月にも及ぶ職員ストライキ、中東情勢の影響により生産が停滞したものの、ようやくほぼコロナ禍以前の水準に戻ろうとしているところです。併せて、コロナ禍の間、経営資源を振り向けられなかったことから、生産設備や職場環境の整備などが遅れ、弱体化、旧体化してしまっている状況にあります。今後は、現状の旺盛な航空機需要予測のもと、将来に向け強固な生産体制を構築すべく、生産体制の再構築のため、生産設備の更新や人材確保に経営資源を投じ、注力していかなければなりません

一方、価格転嫁も順次進みつつありますが、急激な物価高騰が継続しており、満足できる状況にはなく、我々下請け企業群が適正な利益を出せる状況にはありません。

その環境の中、将来の発展に向け各企業は、資金をねん出し、働きやすい職場環境の整備や生産設備の更新に注力しているところです。

人材不足も深刻であり、雇用条件の改善とともに、求人活動を強化しているものの、新卒採用計画に対する充足率は40%程度と困窮している状況です。

組合員企業からは、「なぜ岐阜県だけが航空機を特定業種に指定しているのか理解できない」「職員や求職者は各社の基準内賃金が指標となるのであり、最賃は意識されない」「働きやすい職場環境づくりや、コロナ禍で弱体化してしまった生産設備の再構築とのバランスをとったものとする必要がある」「特賃を廃止し地賃を基準にすればよい」「業績が好調な自動車と同様に扱われるのか」などの意見が聞かれます。

以上

補足資料;組合員企業紹介、売上高推移、総在籍者数推移

Introduction of Kawakyo member companies

組合員企業の紹介

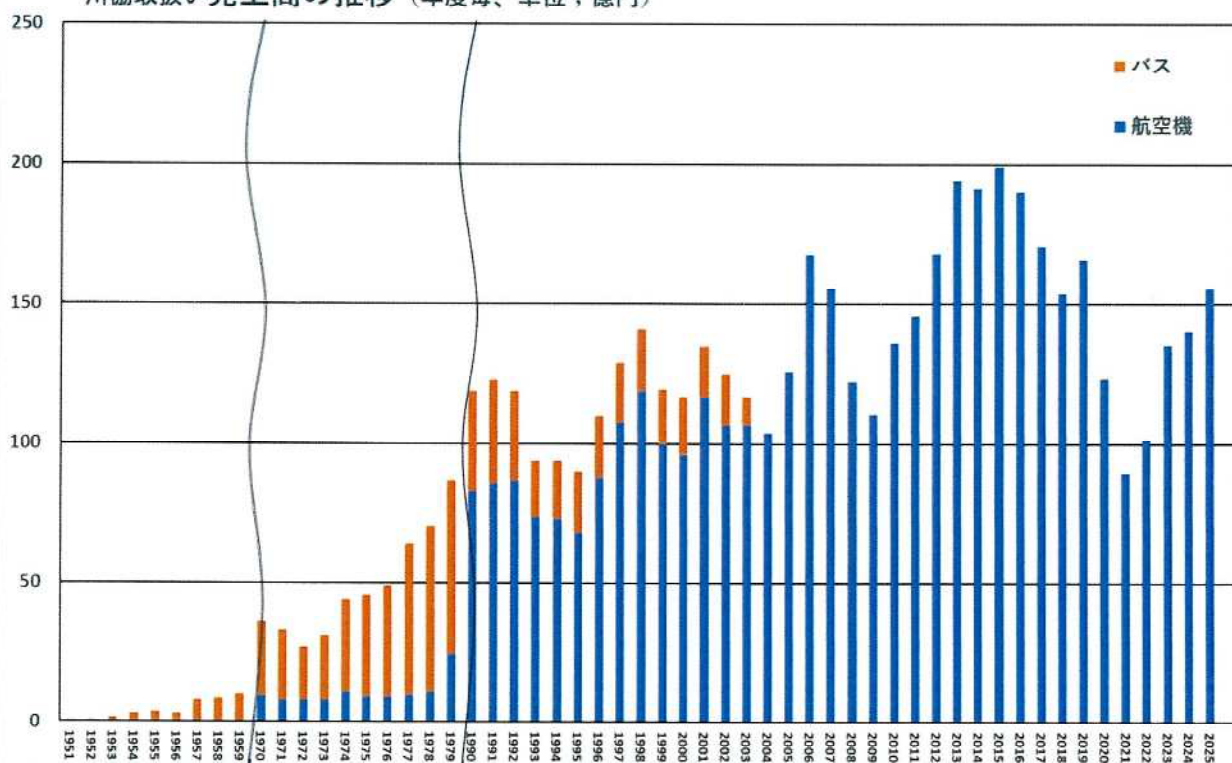
川崎岐阜協同組合

Kawasaki Gifu Co-operative Society

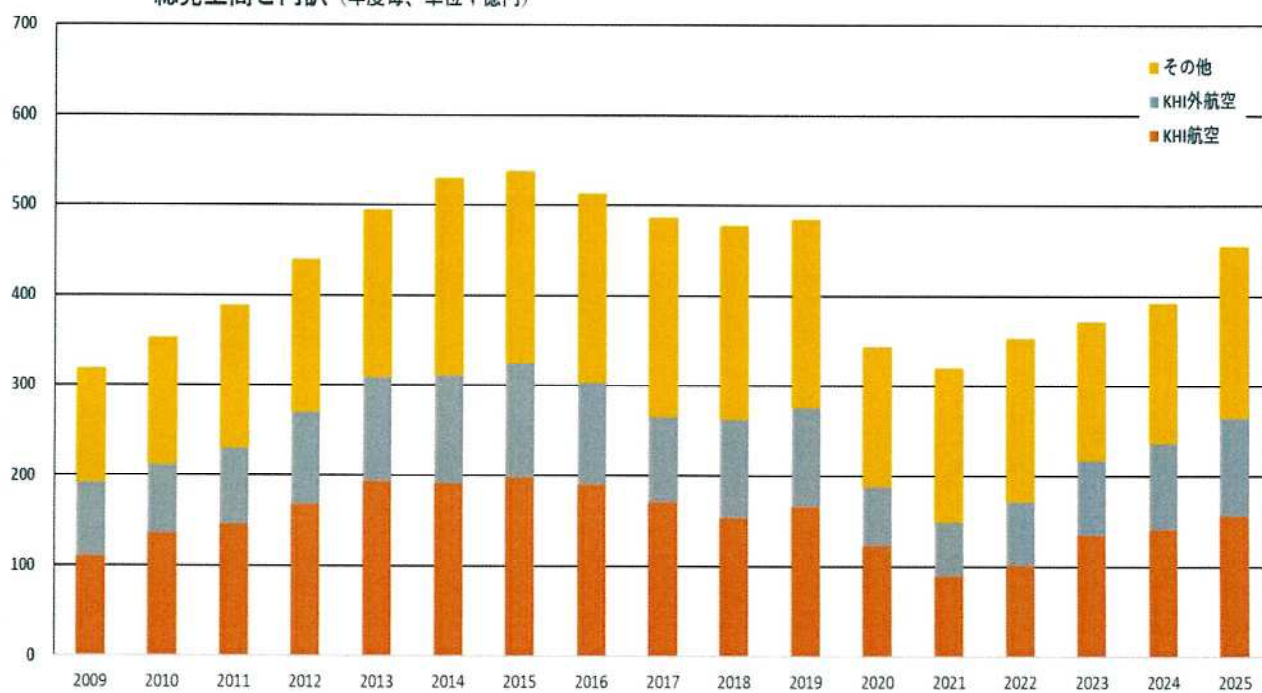
組 合 員 名 Company Name	従業員数 (人) Employees	Capability Map 作業区分 ◎: 主 MAIN ○: SUB						備考(Special) URL
		治工具 Tool	機械 Machine	板金 Sheet	複合材 Composite	組立 ASSY	特殊 Special	
榎本ビーエー株式会社 ENOMOTO BeA CO., LTD.	266	◎	◎			○		http://www.enomotoweb.com
株式会社加藤製作所 KATO MANUFACTURING CO., LTD.	91	○	◎					http://www.katosetokusho.co.jp
日本プレス工業株式会社 NIPPON PRESS INDUSTRISE CO., LTD.	85		○			◎		https://np-press.co.jp
株式会社水野鉄工所 MIZUNO METAL WORKS CO., LTD.	182	◎	◎			○		http://www.mibtec.jp
岩戸工業株式会社 IWADO INDUSTRY CO., LTD.	188			○	○	◎		http://www.iwado.co.jp/
早川工業株式会社 HAYAKAWA INDUSTRIES CO., LTD.	80	○	◎	◎		○		http://www.hayakawa.biz-web.jp
株式会社穂高エンジニアリング HODAKA ENGINEERING CO., LTD.	21	◎	○					
鳥羽工業株式会社 TOBA KOSAN CO., LTD.	328	◎	○	◎			○	Heat Treatment http://www.tobakoken.co.jp/
徳田工業株式会社 TOKUDA INDUSTRIES CO., LTD.	115	◎	◎		○	◎		Model, Mock-up, Digital-ENG. http://www.tokuda.co.jp/
APCエアスペースシステム株式会社 APC-AEROSPECIALTY INC.	311	◎	◎	○		◎	◎	ECM http://www.apc-aero.co.jp/
各務原航空機器株式会社 KAKUMIGAHARA AERO EQUIPMENT CO., LTD.	240	○				◎	◎	Wire Harness http://www.kae-gifu.co.jp/
伊ワキ工業株式会社 IWA I INDUSTRIES CO., LTD.	97	○	○			◎		http://www.iwai-ind.co.jp
株式会社和興 WAKO MANUFACTURING CO., LTD.	71	◎	○	◎		○		http://www.wako-gifu.co.jp/
株式会社ヤシマ YASHIMA CO., LTD.	100	◎		◎	◎	◎		http://www.yashima-mfg.co.jp
テクノブレイン株式会社 TECHNOBRAIN CO., LTD.	13	◎					◎	Designing http://www.techno-b.com
誠和工業株式会社 SEIWA INDUSTRY CO., LTD.	117	○	○	○			○	Tube Forming http://www.seiwa-s.com
株式会社ナベヤ製作所 NABEYA MANUFACTURING CO., LTD.	87	◎	◎			○	◎	Measurement http://www.nabeya-mfg.com
恵那機器株式会社 ENA KIKI CO., LTD.	79	○	◎					http://www.enakiki.co.jp/
株式会社IAC IAC Corporation	219	◎	◎				◎	https://www.iac-corp.co.jp/
ウイングフィールド株式会社 WING FIELD CO., LTD.	278	○	○	◎	◎	◎	◎	Sent, Heat Treat., Surface Treat. http://www.wingf.co.jp

2026.05.27

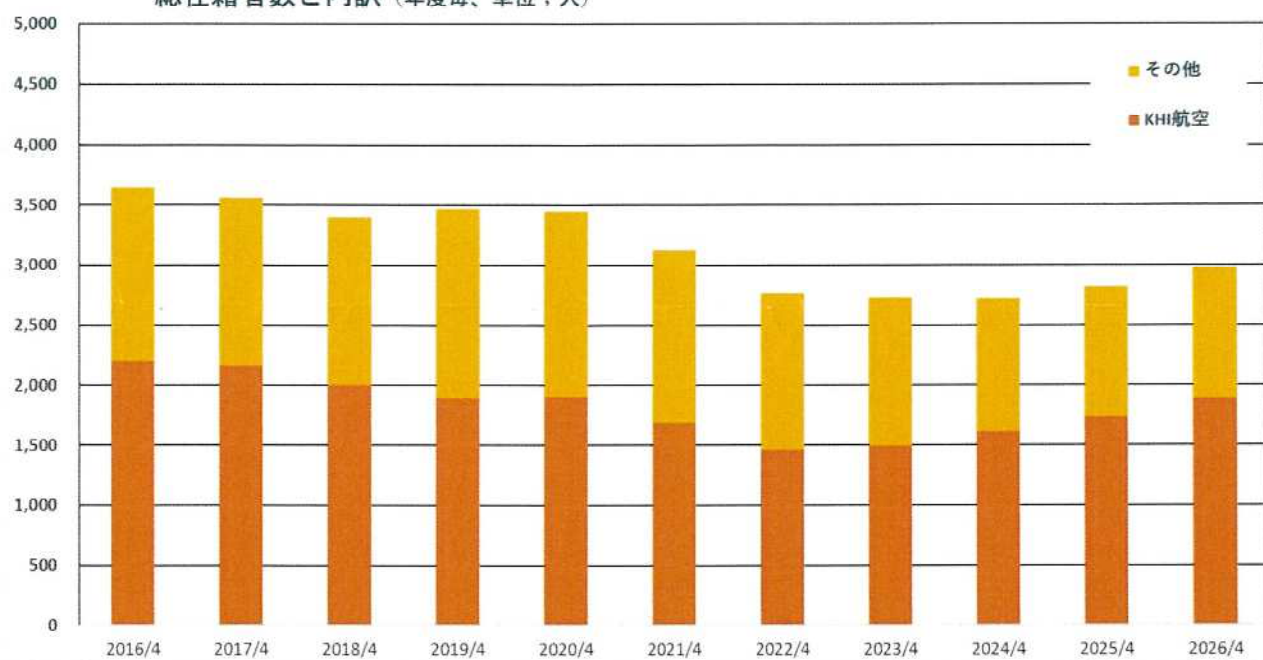
川協取扱い売上高の推移（年度毎、単位：億円）



総売上高と内訳（年度毎、単位：億円）



総在籍者数と内訳（年度毎、単位：人）



令和8年度 地域別最低賃金額改定状況

※令和8年8月20日時点

都道府県名	目安ランク	改定額【円】 ※()内は改定前の額	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	B	1,131 (1,075)	56	令和8年10月1日
青森	C	(1,029)		
岩手	C	(1,031)		
宮城	B	1,098 (1,038)	60	令和8年10月1日
秋田	C	1,090 (1,031)	59	令和8年10月14日
山形	C	(1,032)		
福島	B	(1,033)		
茨城	B	(1,074)		
栃木	B	1,125 (1,068)	57	令和8年10月1日
群馬	B	1,120 (1,063)	57	令和8年10月3日
埼玉	A	1,196 (1,141)	55	令和8年10月1日
千葉	A	1,195 (1,140)	55	令和8年10月1日
東京	A	1,280 (1,226)	54	令和8年10月1日
神奈川	A	1,279 (1,225)	54	令和8年10月1日
新潟	B	1,108 (1,050)	58	令和8年10月1日
富山	B	1,119 (1,062)	57	令和8年10月1日
石川	B	1,113 (1,054)	59	令和8年10月3日
福井	B	1,112 (1,053)	59	令和8年10月4日
山梨	B	(1,052)		
長野	B	1,117 (1,061)	56	令和8年10月2日
岐阜	B	1,121 (1,065)	56	令和8年10月1日
静岡	B	1,154 (1,097)	57	令和8年10月15日
愛知	A	1,195 (1,140)	55	令和8年10月1日
三重	B	1,143 (1,087)	56	令和8年10月1日
滋賀	B	1,136 (1,080)	56	令和8年10月3日
京都	B	1,180 (1,122)	58	令和8年11月16日
大阪	A	1,231 (1,177)	54	令和8年10月1日
兵庫	B	1,172 (1,116)	56	令和8年10月1日
奈良	B	1,107 (1,051)	56	令和8年10月4日
和歌山	B	1,101 (1,045)	56	令和8年10月3日
鳥取	C	1,090 (1,030)	60	令和8年10月3日
島根	B	1,092 (1,033)	59	令和8年10月10日
岡山	B	1,104 (1,047)	57	令和8年10月2日
広島	B	1,141 (1,085)	56	令和8年10月11日
山口	B	1,101 (1,043)	58	令和8年10月8日
徳島	B	(1,046)		
香川	B	1,092 (1,036)	56	令和8年10月1日
愛媛	B	(1,033)		
高知	C	(1,023)		
福岡	B	1,114 (1,057)	57	令和8年10月4日
佐賀	C	(1,030)		
長崎	C	(1,031)		
熊本	C	(1,034)		
大分	C	(1,035)		
宮崎	C	(1,023)		
鹿児島	C	(1,026)		
沖縄	C	(1,023)		
全国加重平均額		(1,121)		